



認 定 書

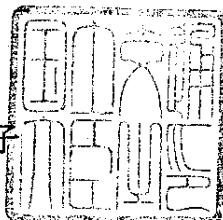
国 住 指 第 1841 号
平成 14 年 5 月 17 日

クリオン株式会社
代表取締役社長 古矢松三 様

旭化成建材株式会社
代表取締役社長 佐次洋一 様

住友金属鉱山シポレックス株式会社
代表取締役社長 片谷恒三 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各 1 時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060NE-9293

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

A L C パネル外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	F P 0 6 0 N E - 9 2 9 3	認定年月：平成14年5月17日
品目名	A L Cパネル外壁	<p>申請者名：クリオン株式会社 東京都中央区日本橋3-5-15 同和ビル</p> <p>申請者名：旭化成建材株式会社 東京都港区芝大門2-5-5 住友芝大門ビル</p> <p>申請者名：住友金属鉱山シボレックス株式会社 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル</p>

1. 部分、耐火性能の区分 外壁 1時間耐火

2. 試験機関名 ベターリビング筑波試験センター 受託番号 950640

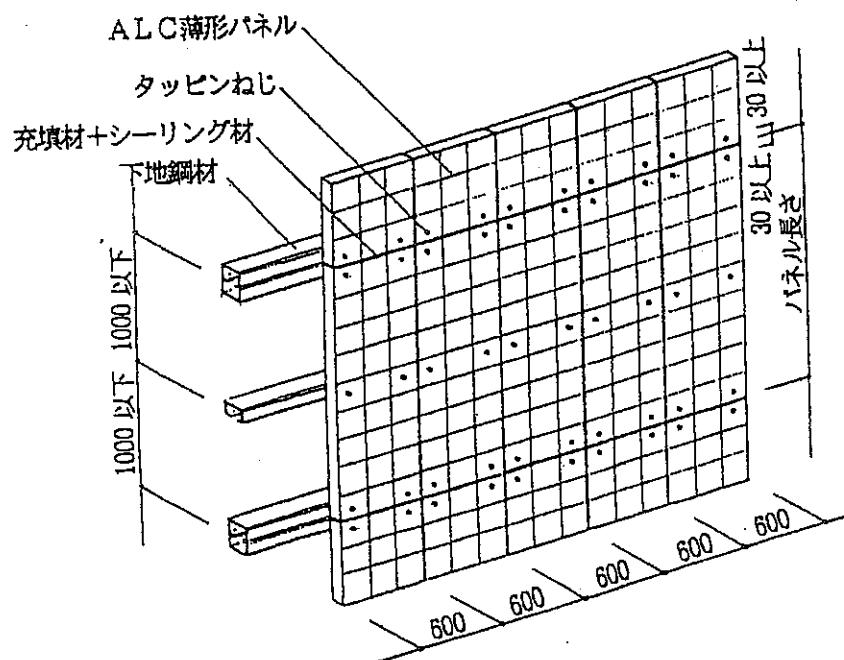
(財) 建材試験センター 受託番号 3827、4769、9826、10737、23389、28822、35711、39429

日本建築総合試験所 受託番号 IIIA-90-77

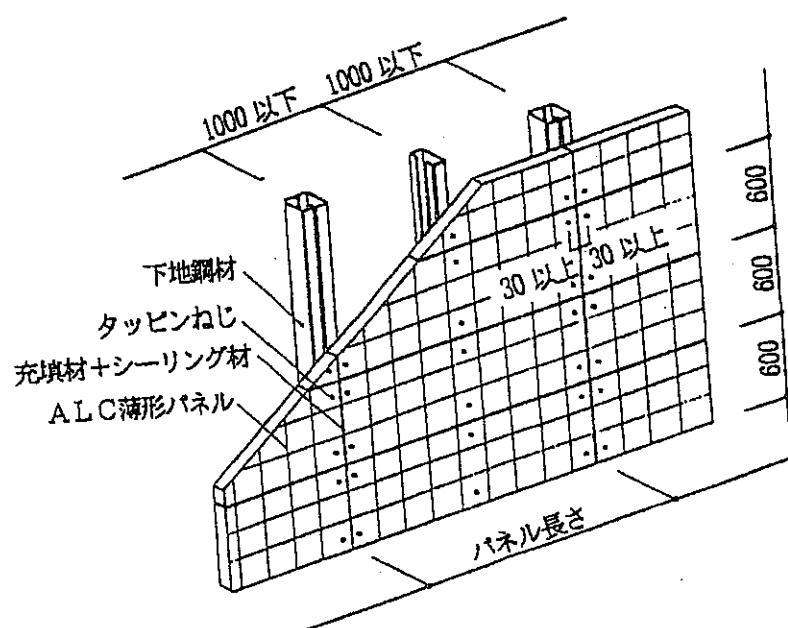
3. 構造説明図 (単位 mm)

たて張り

透視図



よこ張り



4. 材料等説明

4.1 主構成材料

(イ) ALCパネル

軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）：基本的な構成は下記のとおりとする。

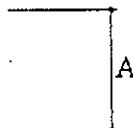
a. 品質 パネルの品質はJIS A 5416〔軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）〕に適合するものとする。

b. 補強材 JIS A 5505（メタルラス）、JIS G 3551（溶接金網）およびJIS G 3532（鉄線）に規定されたもの、又は同等以上の品質をもつものとする。

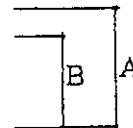
c. 尺寸及び形状：(単位 mm)

項目	寸法		標準寸法	許容差
厚さ	A	50以上	A : 50	±2
	B	40以上		
長さ	3000以下		1800、1820、2000、2400、2700、3000	±5

平パネルの断面形状の例



意匠パネルの断面形状の例



意匠パネルの容積欠損率は 6.1%以下とする。

d. 性能 密度 450kg/m³を超えて550kg/m³未満

圧縮強度 3.0N/mm²以上

熱抵抗値 5.3tm²K/W以上 (t : パネル厚さ (mm))

(ロ) 下地鋼材

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)、JIS G 3350(一般構造用軽量形鋼)に規定するもの、又は同等品とする。

4.2 副構成材

(イ) 接合材

パネルを下地鋼材に取付ける場合のタッピングねじは呼び径4.8mm以上、頭径11mm以上、長さ60mm以上とする。また、その材質等はJIS B 1125（ドリリングタッピングねじ）の規定による。

(ロ) 充填材

セメント系又はけい酸質系等の不燃性充填材を使用する。

(ハ) 補修材

パネル製造業者が指定する専用補修材を使用する。

5. 標準仕様

- (1) パネルはたて張り又はよこ張りとし、たて張りの場合は胴縁に、よこ張りの場合は柱又は間柱等（以下、下地鋼材という）にタッピングねじで取り付ける。
- (2) 取付けに先立ち、パネルの突き合せ面に充填材を30g/m²つける。
- (3) パネルの取付けは、幅及び長さの倍数を基準とする。
- (4) 原則としてパネルの持ち出しを行ってはならない、ただし、開口部廻り、出入り隅等でやむを得持ち出しをする場合は、パネル長さ方向では厚さの3倍以下、かつ長さの1/4以下、幅方向では、厚さの3倍以下、かつ幅の1/4以下とする。
- (5) 建物の出隅及び入隅部分には原則として5mm以上のクリアランスを設けることとする。なお、当該部分には防火性能上の必要に応じてJIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウール保温板、又はJIS R 3311（セラミックファイバーブランケット）に規定された材料等（密度80kg/m³程度）を充填する。
- (6) 手すり、雨樋、看板、配電盤等荷重のかかるものは、直接パネルに取付けてはならない。
- (7) 前述の他、適用範囲、下地鋼材の間隔、パネルの取付け方、切断・加工等の詳細については「ALC薄形パネル設計施工指針」（ALC協会編）による。

6. 付帯条件

なし

7. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。